

# ぐんまゼロ宣言住宅促進事業実施の手引き

【令和6年7月版】

群馬県 環境森林部 林業振興課

はじめに

この手引きは、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱に基づき、申請に必要な情報を抜粋し、解釈等を補完するものです。

Step 1 では、本事業の要件の確認、Step 2～5 では事業実施の大まかな流れについて説明をしています。

この手引きに記載のない条件や申請などについては、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱及びぐんまゼロ宣言住宅推進協定締結要領のほか、関係法令を参照してください。

この手引きは事前の通達無く内容の追加、修正などをする場合があります。

この手引きを利用して事業を実施する際には、最新の情報にご注意ください。

## ★令和5年度事業からの変更点

### (1) グループ構成要件の変更 (図1、要綱別表1)

ア 事業計画認定に必要なグループによる年間戸建住宅の供給予定棟数の要件を現在の10棟以上から、3棟以上と変更になりました。

ただし、年間供給予定棟数を3棟から9棟までで計画されるグループは、供給事業者が3社以上でグループを構成してください。

なお、年間供給予定棟数を10棟以上で計画されるグループはこれまで同様に供給事業者1社以上で構成してください。

イ 年間戸建住宅の供給予定棟数が3棟から10棟未満のグループでは、「技術力・販売力の向上に向けた取り組み」を記載する取組計画書（別記様式第1号付）の提出が必要です。

図1 ゼロ宣言住宅推進グループの構成

		R6年度事業	
年間建築棟数（予定）		10棟以上	3～9棟
必須構成員	供給事業者	1社以上	3社以上
	ぐんま優良 木材認証工場	1社以上	1社以上
追加要件		なし	<u>技術向上に向けた取り組みを提出</u>

### (2) 補助金交付申請書の受付期限について

令和6年度事業の補助金交付申請の受付は令和6年12月6日（金）までとします。

## Step 1 グループの構成と補助要件（省エネ性能・創エネ性能など）

本補助事業は、「ぐんまゼロ宣言住宅（戸建住宅・集合住宅）」を供給・普及促進する「グループ」に対して補助を行います。

この補助を受けるためには、次の要件を**満たす**必要があります。

- 1 ぐんまゼロ宣言住宅を構成する要件：（省エネ性能・創エネ性能・ぐんま優良木材の使用）
- 2 グループに求める3つの要件：（構成員・供給戸数・推進協定）

### 1 ぐんまゼロ宣言住宅を構成する要件（要綱別表2）

#### 【戸建住宅】

##### 要件1 省エネルギー性能

表1に示す地域毎の省エネルギーの誘導基準以上を満たす住宅としてください。

申請時には、この基準以上のグループ基準を設定してください。

表1 地域別誘導基準指標

地域区分毎の指標値	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域
UA値（外皮平均熱貫流率）	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60
$\eta$ AC値（冷房機日射熱取得率）	-	-	-	3.0	2.8
BEI値（一次エネルギー基準）	0.8				

##### 要件2 再生可能エネルギーを利用した創エネルギー設備の導入

（原則）太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用した創エネ設備を導入してください

※設置容量は問いません。該当住宅に電力を供給するための施設であれば設置箇所は問いません。

区画全棟等での共有管理施設等でも構いません。

（特例）やむを得ない理由（※）で設備の導入ができない場合は、グループ名での理由書を提出していただきます。（例：屋根設置スペースが確保できない、日射遮蔽物があり導入効果が期待できない、メーカーが指定する設置条件が達成できない、PPAモデル等を試みたが条件不利で断られたなど（※12ページのイを確認してください）

なお、住宅供給事業者のみの判断ではなく、グループや第三者の判断として下さい。

### 要件3 ぐんま優良木材の使用

表2に示す主要構造部にぐんま優良木材を3m<sup>3</sup>以上使用してください。

表2 主要構造部の例

在来軸組工法	土台	柱	梁	桁
枠組壁(2×4)工法	土台	縦枠・上下枠	床根太、端根太	頭つなぎ

※2×4工法は例示です。要綱では、構造に使用する部材としています。

構成員の認証工場は、当該工場が仕入れ・購入した原木について証明を行ってください。

### 【集合住宅】

#### 要件1 省エネルギー・創エネルギー性能

該当住棟が『ZEH-M』又は『Nearly ZEH-M』又は『ZEH-M Ready』のいずれかに該当していることを『BELS』を用いて証明してください。

#### 要件2 ぐんま優良木材・群馬県産木材の使用

主構造部(表2)に使用される木材にぐんま優良木材及び群馬県産木材を30%以上使用してください。

## 2 グループに求める3つの要件(要綱別表1)

要件1 供給(計画)棟数に応じて、グループの構成は①～③のいずれかを満たす必要があります。

#### ①戸建住宅の供給棟数が10棟以上の場合

- ・必須構成員をそれぞれ1社以上含む、2社以上で構成

#### ②戸建住宅の供給棟数が3棟～9棟の場合

- ・住宅供給事業者を3社以上、ぐんま優良木材認証工場を1社以上含む、4社以上で構成
- ・別記様式第1号付を提出すること

#### ③集合住宅の供給棟数が1棟以上の申請の場合

- ・必須構成員をそれぞれ1社以上含む、2社以上で構成

※必須構成員：ぐんま優良木材認証工場及び県内に事業所があり、建設業許可を得ている住宅供給事業者  
その他の構成員：グループが必要と認める事業者(例プレカット事業者、事業の事務局等)

※申請時にはグループの代表者を決めてください。代表者は県と書類や補助金のやりとりを行います。  
(構成員となれるもの)

#### 【留意事項】

- ・ぐんま優良木材認証工場は複数のグループに加入が可能です。
- ・住宅供給事業者は他グループとの重複はできません。
- ・グループの代表者は必須構成員から選ぶ必要はありません。

## 要件2 供給（計画）戸数による制限

### 【戸建住宅を含む計画の場合】

事業実施グループが年間（～3月）に群馬県内で供給（完成）する「ぐんまゼロ宣言住宅」の戸数が3棟以上になることを要件としています。施主への引き渡しは条件ではありませんので、検査完了した建売住宅も対象です。グループにおいては、構成員の供給戸数の計画を確認の上、応募してください。

また、供給（計画）戸数が3棟～9棟のグループにおいては、別記様式第1号付（グループ取組について）を提出する必要があります。

### 【集合住宅のみの申請の場合】

事業実施グループが年間（～3月）に群馬県内で供給（完成）する「ぐんまゼロ宣言住宅」の棟数が1棟以上から申請可能です。

## 要件3 ぐんまゼロ宣言住宅推進協定（以下「協定」という。）

県は、この事業に賛同し「ぐんまゼロ宣言住宅」を推進するグループと連携して事業の目的を達成するため、令和12年度まで協定を締結します。

協定内容は、ぐんまゼロ宣言住宅推進協定締結要領（以下「協定要領」という。）に定めていますので、申請前に内容を確認してください。（この協定は、次年度以降の採択を確約するものではありません。）

※ 令和4年度からグループ化支援（相談受付・マッチング等）をぐんま優良木材品質認証センターに委託していますので、ご活用ください。

## Step 2 事業計画認定申請の提出 (要綱第5条)

事業を実施しようとする場合、Step1 を参考にグループを構成し、県に事業計画認定の申請をします。事業計画認定申請は、メールを利用した電子媒体での提出が可能です。メールでの提出を行う場合は、タイトルに「ぐんまゼロ宣言住宅事業計画認定申請」と記載し、必要資料を添付の上、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業担当者あてに、申請を行ってください。添付可能な資料の上限は約5MBとなります。

県のシステムでは民間のファイル転送サービス等での受け取りには対応しておりませんので、容量を上回るデータについては、容量の調整や複数回にわたるなどの工夫をして送付してください(圧縮ファイルについても、システム上受信ができないことがあるため、送付はワードやPDF等の添付にてお願いいたします)。

【送付先：林業振興課代表アドレス [rinshin@pref.gunma.lg.jp](mailto:rinshin@pref.gunma.lg.jp)】

別記様式第1号の記入内容等について

群馬県知事 ○○ ○○ あて  
となりますので、  
○に知事名を記入してください。

別記様式第1号 (第5条関係)

群馬県知事 あて

年 月 日  
番 号

住所  
申請者 グループの名称  
代表者名

令和 年度ぐんまゼロ宣言住宅促進事業計画認定について (申請)

このことについて、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり事業計画を提出します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	事業内容			棟 棟/(住戸) ㎡
供給事業	供給計画棟数	: 戸建住宅 (A)		
	県産木材使用計画量 (B)	: 集合住宅		
	県補助金	県産木材使用計画量 (B) × 12,500 円 (千円未満切捨)		円
グループコーディネート	戸建住宅 (A) × 20,000 円			円
PR事業	実施内容	補助対象経費	補助金額	
	合計		円	円

3 グループの構成

区 分	事業者名称	代表者氏名	住 所	過去3か年度の住宅供給量(棟)		
				年度	年度	年度
代表 (事務局)			(電話番号※)			
認証工場						
供給事業者						
その他						

※代表のみ連絡可能な電話番号を記載してください

【番号】  
各グループで申請の番号管理を行っている場合は、管理番号を記入してください。  
「第1号」「申請第1号」等特に管理を行っていない場合は、記入を省略しても構いません。

【日付】  
申請日付を記入してください

【住所】  
グループ事務局の住所を記入して下さい。

【グループ名称】  
グループ名を決めて記入して下さい。

【代表者名】  
グループの代表を記入してください。事務局社(団体)名とともに記入することも可能です。  
※特別な事情がない場合、補助金の受入予定口座の名義人と同一にして下さい。

記入例  
・代表 群馬 ゼロ太郎  
・(事務局) ○○(株)  
代表 林業 振興男

次ページから説明します。

## 1 事業の目的

グループがこの事業を実施する目的を記載してください。

例) 本事業を通じて、構成員及び関係するお客様に対し「カーボンニュートラル」の重要性の理解及び対応の重要性の周知を加速させるとともに、地域材を継続的に活用できるよう流通や品質に対しての協議・検討を行う。

## 2 事業の内容（要綱別表3）

（供給事業）

グループが計画する「ぐんまゼロ宣言住宅」の供給計画棟数（集合・戸建）、県産木材の使用予定量、申請予定の補助金額を記入してください。

供給する住宅の設計が確定していない場合や、積算の基礎となる指標が無い場合は、以下の係数等を参考に県産材量を算定してください。

県産材使用総量が減少することによる交付決定の取消しはありませんが、計画時点より2割以上の減少が見込まれる場合には、事前に変更の手続き（要綱第10条）が必要となります。また、採択要件を満たすグループにできる限り補助を行うため、可能な限り精度が高い算定による申請をお願いいたします。

◇ 参考例：戸建・在来の計算

参考指標1 (A)：木材使用量  $0.17 \text{ m}^3/\text{m}^2$

参考指標2 (B)：床面積  $126 \text{ m}^2$

参考指標3 (C)：部位別割合

部位	土台	柱	横架材	構造用合板	間柱
割合	15%	19%	34%	22%	10%

計算例1)

(A) 自社指標有	$0.2 \text{ m}^3/\text{m}^2$
(B) 未確定（指標参照）	$126 \text{ m}^2$
(C) 土台、柱、間柱に使用	主要：34% ほか：10%

全材積 (V)  $(A) \times (B) = 0.2 \times 126 = 25.2 \text{ m}^3$

県産材使用量（主要部） $= V \times C（主要） = 25.2 \times 34\% = 8.57 \text{ m}^3$

県産材使用量（ほか） $= V \times C（ほか） = 25.2 \times 10\% = 2.52 \text{ m}^3$

グループの住宅の県産材使用量  $= 8.57 \text{ m}^3 + 2.52 \text{ m}^3 = 11.09 \text{ m}^3$

グループが供給を計画する戸数 30 棟の場合、県産材使用量は  $30 \times 11.09 \text{ m}^3 = 332.7 \text{ m}^3$

補助金申請額は  $332.7 \text{ m}^3 \times 12,500 \text{ 円} = 4,158,750 \text{ 円} = (\text{千円未満切捨}) \Rightarrow 4,158,000 \text{ 円}$

(グループコーディネート)

戸建住宅の供給をコーディネートする場合に、コーディネート経費を助成します。

交付を希望する場合は、供給計画にて申請する戸建棟数以内の数で計画・計算をしてください。

(PR 事業)

実施する事業内容とその事業費及び補助金額を記載してください。

- ・事業内容例 : チラシ・カタログ作成、現場見学会実施、各種イベント参加 等
- ・補助対象経費 : 要綱別表3に示す科目の実予算を記入してください。
- ・補助金額 : 補助対象経費の1/2以内で上限を30万円として、申請する金額を記入してください(単位は千円単位とし、千円未満切捨)。

### 3 グループの構成

グループの構成員について記入してください。

- ・代表(事務局) グループのとりまとめや申請関係の窓口となる会社(団体)等の情報を記入してください。また、事務局担当者と日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

代表者が住宅供給事業を兼ねる場合、住宅供給実績を記入してください。(ここに記入を行った内容については、続く構成員の欄への再掲・不再掲は問いません。)

※代表(事務局)の口座あて補助金の振込みを行いますので、代表者名と口座名義人を同一としてください。

- ・認証工場 グループに参加するぐんま優良木材認証工場の情報を記入してください。認証工場が住宅供給事業を兼ねる場合、住宅供給実績を記入してください。

- ・供給事業者 グループに参加する住宅供給事業者の情報を記入してください。

※ 住宅供給の実績について

各事業者が申請を行う年度の過去3年度に完成させた住居の数(棟)について実績を記入してください。「過去3カ年度」は、令和5年度(令和5年4月~令和6年3月)、令和4年度、令和3年度を示します。

- ・その他 グループに参加する、上記いずれにも該当しない事業者を記載してください。ここに記載の無い事業者からグループ事業に関する問い合わせ等があった場合、回答できないことがありますのでご注意ください。

4 グループの供給するぐんまゼロ宣言住宅の具体的な仕様（要綱別表2）

自グループが定義するぐんまゼロ宣言住宅について記載してください。なお、群馬県が示す条件以上のものを定義してください。

適合検査は、グループの仕様を基にして判断を行います。グループの基準を県の基準よりも上位に設定した際、申請物件が県の基準を満たしていたとしても、グループの基準を満たさない場合においては適合となりません。

例) 構成員申請物件 誘導基準（県基準を満たしている）

所属グループ基準 断熱性等性能等級6、BEI=0.75以下（県の基準以上）

→ 県の要綱上はぐんまゼロ宣言住宅を満たすが、計画承認したものと異なるため不適合となる

(1) 省エネルギー性能 外皮性能値及び一次エネルギー消費量基準について、自グループの基準を記載してください。（準拠する基準や数値の明記など）

（例：県の定める基準に準ずる、地域区分毎の誘導基準以上、3地域：UA=〇〇、4地域：…、等）

(2) 県産木材（ぐんま優良木材及び群馬県産木材）の使用

自グループにおける県産木材使用についてのルールを記載してください

（例：土台、柱で3 m<sup>3</sup>以上使用。 主要構造に使用可能なすべての部位にて合計3 m<sup>3</sup>以上使用。1棟に使用する構造部材の〇〇%以上、△m<sup>3</sup>以上で使用。など）

(4) その他グループが共有する仕様

要件以外で、共通ルール等を定める場合は記載してください

（例：性能の証明 第三者認証機関による証明（BELS）を標準とする。主たる居室の内装に県産木材の内装を使用する。など）

## Step 3 交付申請と協定の締結

提出された事業計画が認定された場合、県から認定されたグループに対して補助金額の割当を内示します。グループはこの内示の範囲内で必要に応じて計画を修正した上、交付申請書を提出します。

また、はじめて事業に参加するグループは、交付申請の他に、協定要領に基づいた協定を締結します。

交付申請は、事業計画認定申請とは異なり、押印や直筆を要求する資料の添付が必要となります。そのため、原則メールのみでの申請はできません。ただし、押印や直筆などを必要としない書類については、事業計画認定申請と同様にメールでも受付が可能ですので、必要に応じて提出方法を検討してください。

### 1 内示（要綱第5条、要綱別記様式第2号）

群馬県は、提出された計画書により計画認定事業者を内定します。

内定した事業者には、補助金の対象となる数量や補助金額について内示を行います。

この際、応募状況や計画内容によって申請された数量から減量調整がされる場合があります。

### 2 交付申請（要綱第6条、要綱別記様式第3号）

**Step 2**で提出、認定された内容を基に、必要に応じて修正を行った上で交付申請書を作成し提出してください。

事業完了予定日は、すべての事業（適合証発行やPR事業など）が完了する予定日を記入してください。

※令和6年度事業は令和6年3月21日までに完了する必要があります。

交付申請書は押印を必要としないので、メール提出が可能です。ただし、受付日時は、必要な書類がすべて揃った日となりますので、ご注意ください。

### ○添付資料について（要綱別表4）

- ・グループ構成員のうち、住宅供給事業者全員の建設業許可等の写しを添付してください（メール提出可）
- ・協定締結申請書1部と協定書2部を添付してください（メール提出不可：押印が必要なため）
- ・暴力団排除に関する誓約書を確認の上、（要綱別記様式第3号付）に全構成員を記載して提出してください。署名は全構成員が直筆で記載してください。なお、直筆記載に関しては全構成員が連名（1枚紙）である必要はありません。必要に応じて、構成員毎に内容をよく確認の上、様式を複数枚用意して提出してください。また、ここに記載する住所については、会社ではなく自宅のものとなりますので、ご注意ください。（メール提出不可：直筆書類が必要なため）

### 3 協定の締結（ぐんまゼロ宣言住宅推進協定締結要領）：Step3 項目2 添付資料と同一

協定要領を確認の上、別記様式第1号により協定締結申請書を、別記様式第2号により協定書を作成してください。協定締結申請書は1部、協定書は2部を交付申請時に添付してください。協定締結日及び協定締結申請書の日付は、交付申請に記載する日付と同日付としてください。

## Step 4 事業の実施と適合認定

交付決定通知を受け、協定を締結したら事業を実施します。

事業の開始（検査申請）は、交付決定後である必要があります。

事業着手から事業完了後の実績報告までは、県から委託を受けた検査機関であるぐんま優良木材品質認証センター（以下「認証センター」という。）が個別の住宅の適合について、書類検査及び現場検査等を行います。

提出する様式や、検査の方法等については認証センターより提示されるものに従ってください。

補助金は原則、個別住宅の完了時ではなく、全ての計画が終わった後に一括で支払われます。

**【参考】** ぐんま優良木材品質認証センター（検査業務受託先）について

連絡先：(TEL) 027-266-8220 (FAX) 027-266-8223

E-mail info@gunma-wood.com

所在地：〒379-2131 群馬県前橋市西善町 524-1

H P : [http://www.gunma-wood.com/wood\\_quality\\_attestation/](http://www.gunma-wood.com/wood_quality_attestation/)

### 1 個別物件の適合証明の流れ

「ぐんまゼロ宣言住宅」の個別検査の大まかな流れを示します。

実際の検査の手続きや内容については、認証センターの指示に従って遂行してください。

上棟前	認証センターより示される期日（上棟の10日前など）までに、決められた様式により検査を申し込みます
書類検査	認証センターが、書面上の内容確認を行います 不明点や不適合点は、認証センターの指導に従って回答・修正してください
上棟時	認証センターによる県産木材の使用量の現場検査を受けてください
施工中	木材使用以外の要件にかかる現場履歴写真及び納品書等の保管を行ってください
完了時	確認にかかる必要書類を提出し、認証センターから適合証の発行を受けてください （※実績報告時にこの適合証の写しの添付が必要となります。紛失しないよう管理してください）

## 2 事業実施時における個別留意点

検査の詳細は、認証センターより提示されたものに従って下さい。特に次の点にはご注意ください。

### (1) 検査の申し込み（上棟前－書類検査）

#### ア 省エネルギー性能の証明について

要件の一つとなる省エネルギー性能は、UA 値、 $\eta$  AC 値、BEI 値の値が必要となります。

特に提出書類の指定は行いませんが、必ず数値が確認できる資料を添付して下さい。

（ $\eta$  AC については、地域条件として付されていない場合は、数値の明記は省略可能です。）

添付書類例として、

- A 第三者機関の認定に基づくもの（BELS、住宅性能表示等）
- B 計算プログラム等を使用した自己計算書及びグループによる確認書
- C その他（上位基準を証明する行政書類など）

が考えられます。

### ○ B 自己計算の場合のグループ確認書例

（任意様式）

#### 自己計算についての確認書

令和 年 月 日

グループ名

グループ代表者

〇〇グループの住宅供給事業者である、△△が供給する、群馬県〇〇市〇〇町〇〇 某邸について、申請に添付される自己計算書は適当なものであることを確認しました。

### イ 太陽光発電等創エネルギー設備の設置困難な場合の適合について（戸建限定）

太陽光発電等設備の設置困難な場合には、第三者から見ても不設置が適正とわかるよう次のような書類を添えてください

- A 第三者機関等からの設置不能の通知（屋根貸し事業者からの不適合連絡など）
- B メーカー等の設置条件と不適合となる記載の写し及び該当する条件を証明できるもの  
（例：積雪要件 → メーカーの施工条件等の写しと設置場所の最大積雪量等のわかる資料  
例：勾配要件 → メーカーの施工条件等の写しと屋根勾配の解る資料）
- C 非設置が合理的であると認める、グループ発行の理由書
- D その他非設置が適当と認められると判断できる書類

(C グループ理由書例)

(任意様式)

再生可能エネルギーを利用した創エネ設備の設置困難を証明する理由書

令和 年 月 日

グループ名

グループ代表者

〇〇グループの住宅供給事業者である、△△が供給する、群馬県〇〇市〇〇町〇〇 某邸について、以下の理由によりその設置が困難であると判断し、グループとして証明します。

1. 理由

〇〇の条件に合致せず、発電設備の設置が合理的と言えないため

2. 添付書類

××××証明書

□□□□施工説明書

屋根伏図 et.

※ 本事業は県民のための事業であることから、住宅の供給を受ける県民にとって著しく不利な条件となる場合等も設置が困難な理由と想定されます。

ウ その他共通事項

交付決定予算の進捗管理は各グループで行ってください（県や認証センターでは行いません）。県が交付決定指令をした計画量以上の供給を行った場合、超過分の補助金の交付は行いませんのでご注意ください。（変更申請等必要な手続きを行い、県が変更交付決定指令を行っている場合はこの限りではありません）

(2) 現場検査（県産材使用量検査）

全棟、現場にてぐんま優良木材及び群馬県産木材の使用について確認を行います。

書類申請時からの変更等があった場合は、変更があった時点で速やかに認証センターへ連絡してください。

現場検査は、ぐんま優良木材の実際の使用を確認することから、構造躯体が確認できる状態の時（上棟時が理想）に行います。既に下地等を施工した後では確認ができませんので、ご注意ください。

検査に伴う、準備時間や細かいやり取りについては、認証センターに確認を行ってください。

(3) 施工中（省エネ等に係る事項）

要件の証明に係るもので、施工後に目視で確認のできないものはその施工中の写真を保管してください。

断熱材は、施工箇所・施工種類が変わる部位ごとに、使用している断熱材が判断できるように、最低1箇所ずつ写真を保管してください。

(例：外気に接する部位(床・外壁・天井・ベランダ下等)同一部位でも使用する断熱の種類が変わる場合は、写真保管してください)

その他、設備機器等(換気システム等目視で確認できなくなる可能性のあるもの)についても写真を保管してください。

ほか、計算に関わる出荷証明や納品書等についても保管してください。

※第三者機関等において、完成した住宅性能の証明が行われる場合、写真等の備えは不要です。

#### (4) 完了時

施工中に保管した写真や書類など、認証センターにより求められた書類を整理してください。

計算に基づいた施工がされていることは、以下示す方法等により証明を添付してください

ア 第三者機関等による証明(住宅性能表示やこれに準拠する証明)

イ 施工写真や納品書等の連鎖(グループによる確認証を添付してください)

ウ その他 確認が取れる書類

(イ 計算に基づいた施工の確認証例)

(任意様式)

### 計算に基づいた施工の確認証

令和 年 月 日

グループ名

グループ代表者

〇〇グループの住宅供給事業者である、△△が供給する、群馬県〇〇市〇〇町〇〇 某邸について、提出済の計算書通りの施工が行われ、グループの規定するゼロ宣言住宅に該当することを確認しました。

なお、設備等の設置状況について、グループで10棟に1棟の割合で抽出して調査を行います。

完成時報告は、認証センターの定める時期に準じて(抽出検査があった場合に受け入れられるよう)報告を行ってください。

#### (5) 適合証明

完了書類(現場)を確認し、適正と認められる場合、認証センターより個別物件の適合証明証が発行されます。実績報告時に代表者が添付、提出する書類となりますので、グループの方針により保管をしてください。(事務局で写しの保管等をする方針等定めることをお勧めします。)

## Step 5 実績報告（要綱第12条）

グループの事業計画が全て完了したら、内容をまとめて実績報告書（要綱別記様式第14号）に必要事項を記載の上、報告をしてください。グループの代表（事務局）は、構成員の供給した住宅の適合を再チェックの上、書類を提出してください。

実績報告は、交付決定書の別記6号に記載する報告期日までに確実に提出をしてください。期日を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなります。

実績報告は、その実績の根拠となる資料（要綱別表4）等を添付した上で、認証センターへ提出します。

供給事業：事業の対象として認定された物件の適合証の写しを添付してください。

PR事業：事業経費の支払いを証明する資料の写しを添付してください。

（領収書や振り込み通帳の写し、イベント実施中の写真など）

認証センターは、グループから提出された資料と自己で保管している検査履歴や適合証等の合致について再確認を行った上で、県へ書類を提出します。

県は、実績の確認を行い、適正と認めた場合、確定通知書（要綱別記様式第15号）によりグループの代表あてに通知するとともに、指定の口座に補助金を振り込みます（県に書類が到着してから2~4週間程度が目安です）。

## Step 6 事業内容の変更（要綱第10条）

要綱第10条において、補助金等の変更が生じた時には、知事に変更承認申請書（別記様式第7号）を提出することとなっています。ここでいう「変更」とは、別表5に示す内容のものが該当します。

別表5（要綱より抜粋）

事業	内容
共通	1. グループ構成員の変更
供給事業	1. 補助金額の変更を伴う供給棟数の増又は20%を超える減 2. 補助金額の変更を伴うぐんま優良木材使用量の増又は20%を超える減
PR事業	1. 補助金額の変更を伴う事業費の増又は20%を超える減
グループコーディネート	1. 補助金額の変更を伴う供給棟数の増又は20%を超える減 ※考え方は（供給事業）と同様です。

この表を具体的に読み替えると、以下のとおりとなります。

（供給事業）及び（グループコーディネート）

該当要件	変更を要とする条件
供給棟数 （当初計画をA棟とする）	1. 供給棟数（A）が増加し、かつ補助金の追加交付を望む場合 2. 供給実績見込棟数が $A \times 0.8$ 棟未満の場合
ぐんま優良木材使用量 （当初計画を(a)m <sup>3</sup> とする）	1. 使用量（a）が増加し、かつ補助金の追加交付を望む場合 2. 供給実績見込量が $(a) \times 0.8$ m <sup>3</sup> 未満の場合

例) 交付決定を受けた棟数が17棟、ぐんま優良木材使用量が273m<sup>3</sup>だった場合

ア 供給棟数

- i) 18棟以上の実績となり、補助金の追加交付を希望するとき。
- ii) 実績見込が、 $(17 \times 0.8 =)$  13.6棟未満のとき（=13棟以下となるとき）

イ ぐんま優良木材使用量

- i) 273m<sup>3</sup>を超える実績となり、補助金の追加交付を希望するとき。
- ii) 実績見込が、 $(273 \times 0.8 =)$  218.4 m<sup>3</sup>未満のとき。

（PR事業）

ア 現在交付決定をされている事業費に対する補助額が最大額（30万円）の場合、事業費が増額となっても、補助金額は増額できないため変更は不要です。

イ 現在交付決定をされている事業費に対する補助額が最大額に満たない（30万円未満）の場合、事業費増で補助額の増額申請が可能な場合があります。ご希望の場合は増額変更申請を行って下さい。（事業申請を行っているグループに限ります）

ウ 交付決定を受けている事業費の実績見込みが計画の8割未満となる場合は変更申請を行って下さい。

## Step 7 補助金の概算払（要綱第9条）

要綱第9条において、事業遂行上必要があると認めるときは、出来高に応じて補助金を交付することができるものとしています。

請求する場合は、ぐんま優良木材品質認証センターを經由して県に提出します。

概算払い請求は、事業実績が交付要件を満たすことが確実であることが必須です。

概算払いを承認・交付後、要件を満たさなくなった場合（※）は、返還をして頂きます。（※取消し要件に該当するなどした場合）

また、概算払いが可能なものは、申請時点で完了（適合証）が確認できているもののみです。

内容をまとめて概算払請求書（別記様式第5号）に必要事項を記載の上、報告をしてください。グループの代表（事務局）は、構成員の供給した住宅の適合を再チェックの上、書類を提出してください。

概算払請求書は、その実績の根拠となる資料（要綱別表4）等を添付した上で、認証センターへ提出します。

供給事業：事業の対象として認定された物件の適合証の写しを添付してください。

PR事業：事業経費の支払いを証明する資料の写しを添付してください。

（領収書や振り込み通帳の写し、制作物やイベントの写真など）

認証センターは、グループから提出された資料と自己で保管している検査履歴や適合証等の合致について再確認を行った上で、県へ書類を提出します。

県は、実績の確認を行い、適正と認めた場合、概算払決定通知書（要綱別記様式第6号（概算払決定））によりグループの代表あてに通知するとともに、概算払金額を指定の口座に補助金を振り込みます（県に書類が到着してから2~4週間程度が目安です）。

## その他

### 【国等の事業との併用について】

- ・ぐんまゼロ宣言住宅促進事業は、国費を含まない「県単独事業」です。
  - ・本事業は、国などの住宅支援制度との併用が可能です。ただし、本事業との併用を検討している事業が、その要件として他事業との併用不可としている場合は、本事業と併用できません。
  - ・併用を検討している事業の要件については、事業所管行政庁等にご確認ください。
- （※具体事業との併用の可否については、当課では判断しかねますのでご注意ください。）